

香川県ソーシャルワーカー協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、香川県ソーシャルワーカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、高松市番町1-10-35 香川県社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会福祉における実践と研究の交流をとおして、倫理性を含むソーシャルワーカーとしての資質の向上を図り、本県障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、地域福祉等の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本県社会福祉の推進に必要な調査研究
- 2 会員の資質の向上を図るためのセミナー及び研修会の開催
- 3 県内外社会福祉関係団体との連携交流
- 4 日本ソーシャルワーカー協会との連絡・情報交換
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- 1 個人会員
　　本会の目的に賛同し、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領を尊重する意思を有する個人
- 2 団体会員
　　本会の目的に賛同し、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領を尊重する意思を有する個人を構成員とする5名以上の団体(任意団体含む)で、規約等が整備されていることを条件とする。
- 3 賛助会員
 - (1)本会の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする個人及び団体
 - (2)賛助会員は、役員になり、または、総会で議決に加わることはできない。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は入会申込書を添えて、会長に申し込むものとする。

(退会)

第7条 退会しようとする者は、予め会長に届け出るものとする。

- 2 会費を3年以上未納の者は、退会したものとする。
- 3 退会後、再度入会は妨げない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納めるものとする。

第3章 役 員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事 15名以内(うち会長1名・副会長2名)とする。
- 2 監事 2名
- 3 顧問 若干名
- 4 相談役 若干名

(役員等の選任)

第10条 理事及び監事は、理事会において会員の中から選任し、総会で承認を得るものとする。

- 2 会長及び副会長は理事会において互選する。
- 3 顧問・相談役は、理事会の総意をもって推薦し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第 11 条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2 役員に欠員が生じたときは、理事会で選任し、直近開催時の総会で承認を得るものとする。
3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

- 第 12 条 会長は、本会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3 理事は、理事会を組織し会務を行う。
4 監事は、本会の会計と会務の執行を監査する。
5 顧問・相談役は、会務について会長の諮問に答える。

第 4 章 会 議

(理事会)

- 第 13 条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。
2 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をえなければならない。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

- 第 14 条 通常総会は毎年1回会長が招集し、その議長となる。
2 会長が必要を認めるとき、又は会員の3分の2以上の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。
3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を得なければならない。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 委員会

(委員会)

- 第 15 条 本会は、第4条の事業を行うため総務委員会・研修委員会・広報委員会を置く。
2 委員会に関し、必要な事項は別に会長が定める。

第 6 章 会 計

(経 費)

- 第 16 条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第 17 条 本会の予算は理事会の承認を経て、総会において決定する。
2 会長は、毎会計年度終了後決算報告書を作成し、監事の監査を受けて、通常総会に報告する。

(会計年度)

- 第 18 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 7 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

- 第 19 条 会則を変更するときは、会員の3分の1以上又は理事の過半数の提案により、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解 散)

- 第 20 条 本会を解散するときは会員の3分の1以上又は理事の過半数の提案により、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 21 条 本会に事務局を置く。
2 事務局に関し、必要な事項は別に会長が定める。
3 会長は、理事会の承認を得て、本会の事務・経理を適当な機関に委託して行わせることができる。

附則

この会則は昭和63年2月1日から施行する。
この会則は平成7年9月30日から施行する。
この会則は平成22年6月19日から施行する。
この会則は平成25年6月15日から施行する。

香川県ソーシャルワーカー協会会則内規

1 会費について

個人会員、団体会員及び賛助会員の会費(年額)は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 3,000円
- (2) 団体会員 5名以上で入会するものとし、会費1名につき(3,000円)1割引(300円引)とする。
- (3) 賛助会員 1口 5,000円(法人は2口以上)

2 会員の特典

内 容	個人会員	団体会員	賛助会員
会報の提供	1冊	団体に1冊	個人及び団体に1冊
活動等の情報提供(ホームページ)	利用可	利用可	利用可
研修会への参加	優先	個人会員優先	個人・団体会員優先
勉強会への参加	優先	優先	—
国内視察研修等への参加	優先	個人会員優先	—
海外研修、その他すべての制度、企画	すべて 申込可	海外研修等 一部申込不可	—

※ 団体会員への各種案内は、代表者のみに行う。

附則

この内規は平成25年6月15日から施行する。